こども青少年・教育委員会行政視察概要

- 1 視察月日 令和4年10月17日(月)~10月19日(水)
- 2 視察先及び視察事項
- (1)福岡県警察本部(福岡県北九州市) 北九州少年サポートセンターの取組について
- (2) 大分県

ア いじめ対策・不登校支援における専門スタッフの取組について イ スクールロイヤー活用事業について

- (3)熊本県 熊本県子ども・若者総合相談センターの取組について
- (4) 熊本県熊本市 GIGAスクール構想及びICT教育の取組について
- 3 視察委員

委員長 麓 理 恵 副委員長 関 勝則 同 藤代哲夫 東 みちよ 委 員 有 村 俊 彦 同 同 荻 原 隆 宏 司 木 内 秀 同 行 田 朝仁 同 北谷ま り 白 井 正 子 同

1 視察先

福岡県警察本部 (福岡県北九州市)

2 視察月日

10月17日 (月)

3 対応者

統括係長 (挨拶)

主任 (説明)

係員 (説明)

少年補導職員 (説明)

4 視察内容

北九州少年サポートセンターの取組について

ア機関概要

福岡県警察本部少年課の相談機関であり、県内各地域に5か所あるサポートセンターのうちの一つである。

少年補導職員(少年非行などに対応する専門の警察職員)を中心 に構成されており、関係機関やボランティア団体などと連携して、 少年相談、少年の立ち直り支援、広報啓発、街頭補導などの幅広い 少年健全育成活動を行っている。

イ 活動概要

少年相談活動では、電話や面接により少年非行などの問題に関して少年や保護者などから相談を受け、少年非行に関する専門的な知識を有する職員が、問題解決に向けて助言や指導を行っている。

なお、当センターは年間200件前後の相談を受けている。そのうち、保護者からの相談が最も多く、全体の7割程度を占めている。

また、相談の種別は深夜徘徊・家出・性の逸脱行為等の非行相談が特に多く、そのほかにも、スマホやSNSに依存する子の保護者からの相談や、家庭内暴力の相談が増加している。

立ち直り支援活動では、非行又はそれに傾きかけた少年や犯罪被害にあった少年に対して、関係機関や少年警察ボランティアなどと連携して支援を行っている。

広報啓発活動では、非行の予防啓発として、各学校や保護者向け

に講演や教室の開催を行っている。

思春期サポート講演では、思春期の少年を非行に走らせないため、 保護者に少年非行の現状や子供との接し方などを伝えている。

チャイルドケア講演では、子供を非行に走らせないための、乳幼児期でのしつけや親子のつながりの重要性を保護者に再認識するよう促している。

非行防止教室では、学校等において万引き等の具体的な事例を題材として直接児童生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させることにより、少年の非行防止を図っている。

また、街頭補導活動では、街頭での深夜徘徊、飲酒、喫煙、怠学などの不良行為に対して声かけを行うことや近年ではサイバー補導に取り組んでいる。

ウ機関の特色

・全サポートセンター活動実績(令和3年中)

少年相談 : 6 3 8件

広報啓発活動 : 3 4 2件

継続補導(立ち直り支援):519人

電話・面接の実施回数 : 2万8776回

• 勤務員数

警察官 : 11名(うち北九州 3 名)

少年補導職員 : 10名(うち北九州2名)

教育委員会指導主事兼少年補導職員:1名(うち北九州1名)

少年相談専門員 : 1名

(ア) 特色1 問題行動の捉え方

盗み、暴力及び薬物などの思春期に噴出する少年の各種問題行動は、幼少期に受けた不安や怒り、悲しみが根底にあり、この部分をケアしなければ、再度、問題行動が噴出するという捉え方のもと、行為への厳正な指導と根本的な部分へのケアを行うことで被害者及び加害者の立ち直り支援を行っている。

サポートセンターでは、少年補導職員を中心とした相談員が問題行動の根本原因を探り、原因を緩和、解消するために保護者や少年に対し、来所相談のみならず家庭訪問など機動力を活かした、待つではなく、動くという攻めの立ち直り支援を行っている。

(イ)特色2 全国一の他機関連携

5か所のサポートセンター内に4か所が児童相談所と同一施設

に同居しているが、特に北九州少年サポートセンターは、児童相談所に加えて少年サポートチーム(北九州市教育委員会の機関) も同一フロアに所在し、かつ、教育委員会から教頭職の現役教員の派遣を受ける等、人的及び物的交流が活発で、関係機関と警察が連携する上で橋渡し的存在となっている。

そのほか、個別のケースにおいて、関係各機関と効果的な立ち 直り支援を行うための情報面だけでなく、一緒に動く行動連携を 図っている。

(ウ)特色3 広報啓発活動

非行を犯した少年の立ち直り支援のみならず、非行の予防のための広報啓発活動や予防教育にも力を入れている。特に、児童生徒向けの薬物乱用防止教室や、保護者向けのチャイルドケア講演を中心とした広報啓発活動や予防教育を行っており、内容については、決して脅すのではなく自尊感情を育む内容であることが特徴である。

また、チャイルドケア講演や関係機関向けの講演は全国から依頼 があり、県外での講演も行っている。

ほかにも、テレビ、ラジオ、新聞及び著書等をツールとして、広範囲にわたり多くの県民に子供達の非行防止と健全育成に向けた情報発信を行っている。

工 質疑概要

- Qサイバー補導とは具体的にはどのようなことなのか。
- A 少年によるインターネット上の援助交際などの不適切な書き 込みに対して、警察官が身分を伏せた状態で接触し、待ち合わせ 場所まで出向き、その場で補導するといったものである。

数年前の全盛期に比べて、現在件数は落ち着いているが、最近では少年側も警察官だと事前に気付くこともあるため、サイバー空間の少年被害・加害については、引き続き対策の必要があると考えている。

- Q 学校ではなく、警察の機関だからできる支援方法や保護者の理解を得ることなどにおいて工夫していることはあるか。
- A 例えば、非行の恐れがある少年について学校教員から相談を受けた場合には、接触前に補導歴など、警察だからこそ知り得る情報を把握し、警察としての切り口で少年と接触するといった工夫をしている。

また、保護者が困っておらず、学校だけが困っているケースでは、広報啓発活動で学校に出向いた際に、少年へ声かけを行い、 先に少年との関係を構築してから、保護者に連絡を取ることもある。

- Q 就労支援のためにどのような連携をしているのか。
- A 就労相談があった場合は、県警本部の就労支援機関に相談をして、県警本部が就労先を紹介することもある。

ほかにも、児童相談所が事業者との間に入ることもあり、臨機 応変に対応している。

また、少年サポートセンター職員が直接、事業者との繋がりを 開拓することも含めて、今後も就労支援について推進する必要が あると考えている。



(北九州少年サポートセンター(ウェルとばた内会議室)にて説明聴取及び質疑)

- 1 視察先 大分県
- 2 視察月日 10月18日 (火)
- 3 対応者

議会事務局長 (挨拶)

学校安全·安心支援課参事 (説明)

指導主事 (説明)

副主幹 (説明)

4 視察内容

(1) いじめ対策・不登校支援における専門スタッフの取組について ア いじめ不登校の現状

令和2年度のいじめの認知件数は9,718件であり、全国3位である。児童生徒1,000人あたりで換算すると80.9人となっており、全国平均の39.7人と比較しても非常に多い数値である。

しかし、認知件数が多いということは、「いじめ見逃しゼロ」を スローガンに掲げて、いじめを見逃さずに積極的に関与していこう という取組の現れであると考えている。

また、小中学校の不登校者数は、児童生徒1,000人あたり22.6人である。全国平均が20.5人であることから、若干高い数値であり、国のデータと同様に大分県内でも右肩上がりに増加してきている。

不登校自体を問題行動とは捉えずに、学校復帰を一番に目指すのではなく、児童生徒が進路を自ら考えられるように、社会的自立を目指して教育委員会だけではなく様々な機関と連携しながら支援の輪を広げている。

イ スクールカウンセラー(SC)の取組

(ア)役割

公認心理士や臨床心理士等の資格を必要とし、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど多岐に渡り、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

(イ) 具体的業務

- ・不安や悩みを抱える児童生徒に対する面接相談によるカウンセリング
- ・保護者に対する相談、助言、援助
- 教職員に対する助言、援助や研修、講話
- ・学校内外におけるケース会議等における指導、助言、情報提供 (ウ)活動事例

SNSのトラブルによるリストカットなどの自傷行為や不登校傾向が見られた生徒がいたが、SCに相談し、相談回数を重ねるうちにSCに信頼を寄せるようになった。その後、SCの勤務に合わせて学校に登校するようになり、高校進学につなげた。

(エ) 勤務時間等

一日の勤務時間

小中学校: 7時間 県立学校: 4時間

・ 週 当 た り の 勤 務 日 数

小中学校:1日~3日 ※児童生徒数により決定

県立学校:1日

ウ スクールソーシャルワーカー (SSW) の取組

(ア) 役割

児童生徒が置かれた様々な環境の問題(貧困、育児放棄、虐待等)に対し社会福祉的な観点から支援を行い、福祉等の関係機関と連携・協力することで課題解決を図る。

(イ) 具体的業務

- ・児童生徒への働きかけ(個別面談、家庭訪問、関係機関から情報収集等)
- ・保護者に対する支援、相談、援助
- ・教職員に対する助言、援助や研修、講話
- ・学校内外におけるケース会議等における指導、助言、情報提供

(ウ)活動事例

給食費の納入が滞るなど、経済的に厳しい家庭の支援として、 市の税務課や福祉部局と連携し、就学支援申請のサポート体制の 構築を働きかけたことで進学支援につなげた。

(エ) 勤務時間等

一日の勤務時間

小中学校:市町村教育委員会で管理 ※基本的には7時間

県立学校:7時間

・週当たりの勤務日数

小中学校:市町村教育委員会で管理 ※基本的には週2日

県立学校:週2日

(2) スクールロイヤー活用事業について

ア制度導入の経緯

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の 専門スタッフを活用し、いじめ等の問題解決を図っていた。
- 2. 近年、保護者対応に苦慮する事案が顕在化したため、学校側 の疲弊が危ぶまれるようになった。
- 3. 心理や福祉に加えて、法律の専門家の必要性が増加していった。
- 4. 平成29年度から文部科学省でスクールロイヤー調査研究が開始された。
- 5. 大分県弁護士会との協議がスタートした。
- 6. 大分県弁護士会に協力依頼し、スクールロイヤーの募集を開始した。
- 7. 平成30年6月弁護士会との協定書を作成し、7月から全公立 学校に事業の通知を実施した。

イ 弁護士会との協定書

次の2点を特に重要視して、弁護士会と教育委員会で作成した。

- ・法律相談を行う弁護士 (スクールロイヤー) は、公立学校の代理人や学校の主張の代弁者ではないこと。
- ・法律相談事業を行う弁護士(スクールロイヤー)は、公立学校 及びその対立当事者との問題に関して、常に中立的な立場で助 言し、当該問題について、公立学校が行うべき法律上適切な対 応を指導・助言する役割を持つこと。

ウ 事業概要

・いじめの未然防止

大分県内の公立全ての小中学校、高等学校及び特別支援学校に「いじめ予防授業と教職員研修」の希望を募り、対応するスクールロイヤーを決定後、学校等に派遣し、いじめ予防授業と教職員研修を実施している。

実際にスクールロイヤーが、児童・生徒の前で、いじめ予防について授業を行っている。また、必要に応じて保護者向けに実施

することもある。

ほかにも、インターネットやSNSの利用方法、非行、虐待及び貧困など、生活指導上の諸課題に関するものや、将来のキャリア形成に関わるものについてなど、学校の要望に応じて幅広く対応している。

• 学校相談

学校において、いじめやその他の生徒指導上の課題等が発生した際や、発生を予防するため、法的な対応が求められた場合に、 学校教員から相談を受け、指導・助言を行う事業である。

具体的には、面談・電話で学校との相談活動を行うとともに、 スクールロイヤー協議会を実施している。

工質疑概要

- Q 学校の顧問弁護士とスクールロイヤーとの違いはあるのか。
- A スクールロイヤーは訴訟問題に発展する前段階であっても気軽 に法律に関する相談できることが一番の違いであると考えている。
- Q不登校特例校の整備は進んでいるのか。
- A 整備はできておらず、現状では、他県の状況を注視している状況である。
- Q スクールロイヤーの活用にあたり、申請から決定までにどれく らいの期間がかかるのか。
- A 申請書が届き、スクールロイヤーが決定し、実際に学校に行く までに2、3日程度である。
- Q フリースクールに行かれた児童生徒の卒業までのフォロー体制 はどうか。
- A フリースクールへ出席した場合であっても、学校長が認めた場合は、本来通学している学校で出席扱いになるため、児童生徒に合った活動を行っているフリースクールに通いながら、学校を卒業するといったことが可能である。



(大分県議会棟内会議室にて説明聴取及び質疑)



(大分県議会入口にて)

- 1 視察先 熊本県
- 視察月日
 10月18日 (火)
- 3 対応者

子ども家庭福祉課課長 (挨拶)

子ども家庭福祉課統括相談員 (説明)

熊本県ヤングケアラー相談支援センター長 (説明)

4 視察内容

熊本県子ども・若者総合相談センターの取組について

熊本県精神保健福祉センターの2階にあり、同フロア内には、熊本県 ヤングケアラー相談支援センターが併設されている。

ア 子ども・若者総合相談センター概要

名称:熊本県子ども・若者総合相談センターCOCON (ここん)

開設日: 平成27年10月1日

運営主体:学校法人松本学園

事業內容:相談支援(電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、

メール相談、SNS (Twitter) 相談)

遠隔地域への効果的・重点的な事業の実施

広報・周知及び普及啓発

子ども・若者支援地域協議会の支援調整業務

(ア) 開設の経緯及び背景

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法により、 都道府県等各自治体で設置が求められている相談センターである。 背景には、有害な情報の氾濫、子供・若者をめぐる環境の悪化、 ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等がある子供・若者の抱 える問題の深刻化などにより、従来の個別分野における縦割りの 対応が難しくなったことがある。

(イ) 目的

子供・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備すること。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援する ためのネットワーク整備すること。

(ウ)役割

- ・ニート、ひきこもり、不登校、非行等の社会的自立に困難を有 する子供・若者及びその家族等の第一次相談窓口となる。
- ・対象者の相談に応じて、必要な情報の提供及び助言を行うとと もに、対象者の状況に合わせた適切な支援機関に繋ぐ。
- ・支援機関等の関係機関との連携により、子供・若者の総合的な 支援体制を推進し、子供・若者及び家族の福祉の向上を図る。

(エ) 相談員

臨床心理士、公認心理師、認定心理士、社会福祉士、精神保健福祉士及びキャリアコンサルタントなど様々な資格をもった専門の相談員が担当している。

イ ヤングケアラー相談支援センター概要

名称:熊本県ヤングケアラー相談支援センター

開設日:令和4年7月8日

運営主体:学校法人松本学園

事業内容:ヤングケアラー・コーディネーターの配置による相談対応

ピアサポート等相談支援

オンラインサロンの設置・運営

関係機関等を対象とした研修会の開催

(ア) 目的

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚が無いなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療及び教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。

当該センターは、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に把握し、支援につなげることができるよう、関係機関職員の研修を行い、支援体制の強化を図ること及び相談窓口の設置・運営などを実施することにより、一層の支援に資することを目的とする。

(イ) 支援内容

電話相談

家族のケアをしなければ学校に行けない、身近にヤングケアラーがいる、ヤングケアラーに該当するのか等のヤングケアラーに 関する疑問や相談を受けている。

• 来所相談

直接会って相談したいことがある方(本人、家族、その他関係 者等)に対して相談を受けている。

· 訪問相談

来所することが困難な場合は、学校や公共施設等にて相談を受けている。なお、当該家庭への訪問は本人や家族の同意が得られない状況では行っていない。

・メール相談

メールによる相談を受け付けている。返信は開所時間内に限って実施している。

・その他

毎週木曜日(祝日を除く)の10時 ~ 15 時の間にSNS(Twitter)による相談を受け付けている。

また、月2回の出張相談会や県内方面別の研修を実施している。 (ウ)対象

熊本県内在住(熊本市を除く)の18歳未満の者(18歳を超えた 大学生であっても家族の状況により通学できない場合は対象とな る)及びその関係者などを対象として相談を受けている。

(エ) 相談料金

全て無料である。

ウ質疑概要

- Q 学校やその他の関係機関との情報共有において工夫している 点はあるか。
- A 予め情報共有を行う内容について書面で明確にしている。

また、共有する情報について、事実と想像が混同しないように、 正しい情報を間違い無く伝えるということに気を付けている。

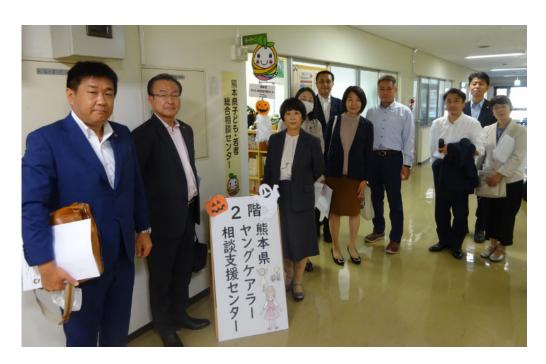
ほかにも相談員同士が顔なじみなることで、円滑な情報共有が 実施できると考えている。

- Q ヤングケアラー支援とひとり親家庭支援の相関及び工夫して いる点はあるか。
- A ひとり親家庭でヤングケアラーになるケースは比較的多くある。まずは、ひとり親家庭の抱える貧困や障害といった根本的な

原因の解決に向けて、行政として専門機関につなげるなどの対応 をしている。



(熊本県子ども・若者総合相談センター内会議室にて説明聴取及び質疑)



(熊本県子ども・若者総合相談センター入口にて)

- 1 視察先 熊本県熊本市
- 2 視察月日10月19日(水)
- 3 対応者

教育センター所長 (挨拶・説明)

教育情報班指導主事 (説明)

教育情報班主査 (説明)

- 4 視察内容
 - GIGAスクール構想及びICT教育の取組について
 - ア 基本理念

熊本市教育振興基本計画(令和2~令和5年度)の基本理念として、「豊かな人生とよりよい社会を想像するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」としている。

そうした学校生活を送ることや、子供達が主体的に学び取る授業 を目指し、その手段の一つとしてICTの活用を進めている。

また、そうした活用を推進するため、教員へ研修等を実施している。

イ 熊本地震との関係

2016年4月に震度7の大地震が発生したことにより、これまでの学校生活を送ることや登校することさえもできなくなった。児童生徒とも連絡が取れず、どこにいるのか安否も確認できない等、繋がりが途絶え約1か月間学びが止まった。

また、熊本市は教育における I C T の整備率が政令指定都市20都市中19番目であったことから、3年以内に I C T の整備レベルを政令指定都市トップレベルに引き上げ、いつでもどこでも繋がる安心を目指した。

ウ ICT機器導入の理念・目的

熊本地震からの復興に向けた、100年後の未来への礎作りとして、 これから今の社会がこのまま続くのか、それとも全く違う社会にな るのか、それすら分からない時代の中で、ICTやAIの力、そし て、いろいろな人の力を借りて自ら考えて主体的に行動できる人を 育む教育の実現を目指す。

そうした理念を教育センターと学校が共通認識しICTの導入を 進めていくとした。

また、ただ導入するだけではなく、目指す子供の姿、目指す授業のあり方を積極的に情報発信して関係者との目的を共有することを重要視している。

エ GIGAスクール構想以前のICT教育整備

導入端末はiPad第6世代 (セルラーモデル)であり、当初は、教職員に1人1台、児童生徒数の3分の1台として、2万3460台を導入した。また、2018年9月には先行導入校として、小学校16校及び中学校8校で導入を開始した。

2019年4月には小学校導入校76校、2020年4月には中学校導入校42校で導入を開始しており、2020年10月~11月にかけて、中学校で1人1台導入、11月~翌年1月にかけては、小学校でも1人1台導入を行った。

また、導入する際には、導入前研修の受講が必須としている。

才 課題

学校及び教師間でICTの活用や知識に差が生じていることを課題として捉えている。そのため、研修やサポート体制の拡充や、熊本市教育の情報化検討委員会を設置することで課題の解決を図っている。

カ ICTの活用推進

教育委員会の指導主事と学校の教師が、授業改善に向けて共に学 ぶことができるように双方向に情報共有を展開できる仕組みを構築 している。

各学校から教育委員会に対し、効果的なICTの活用事例を報告している。教育委員会からは、活用の好事例を他の学校に対して共有している。そうすることで、学校と教育委員会とが双方向に情報共有を展開することで活用の推進を図っている。

また、各学校間においても管理職同士や教諭同士で横の繋がりを 持たせ、共に学ぶことができる仕組みを構築している。

併せて、情報通信技術支援員(ICT支援員)をさらに活用するため、2018年度からは年々増員している状況である。

キ ICT教育の推進に関する研修

研修の中でも必ず参加してもらう悉皆研修と、希望者が自主的に 参加することができる自主研修に分かれて設定している。

(ア) 悉皆研修

- · 情報教育担当者研修
- ・情報化推進チーム研修
- ・情報モラル教育推進リーダー研修
- · 学校管理職向け I C T 活用推進研修

(イ) 自主研修

- SD研修(トワイライト研修)
- 学校管理職向けICT活用推進研修

ク 情報化推進チーム

各学校では、情報化推進リーダーという役割を教員が担い、リーダーが中心となって取り組むことが多く、気軽に相談できるリーダーの存在が、各学校のICT活用を推進している。

一方で、ほかの教師からの質問の集中や、各種研修会への参加などと、リーダーとなった教員の負担が大きく、十分に力を発揮できていない状況にあった。

そこで、情報化推進チームを構築として、推進リーダーを筆頭に サブリーダー以下複数のメンバーで構成することで、一人に負担が 偏ることなく、持続可能な体制としている。また、学校の実情に合 わせてチームメンバーの人数も流動的にすることができる。

そのほか、チームを構成することで、将来のリーダーとなる人材 の育成につなげることも期待ができる。

ケ SD研修(トワイライト研修)

教員が自主的に参加できる研修を放課後に実施していることから、 熊本市ではトワイライト研修と呼んでいる。

また、熊本市の特徴としては、県内の大学生を講師に呼んで研修 を実施していることが挙げられる。

今年度はプログラミングについて、現役大学生から直接教わることで、自身が児童に伝える際のスキルや工夫すべき点を学ぶことができ、講師の大学生側にとっては、自身の学んだ知識を学校の教育現場において役立たせることができるという相互にメリットがある研修となっている。

コ 産学官連携会議

熊本市の教育ICT推進に向けた連携協定におけるそれぞれの役割

は次のとおりである。

熊本市 : I C T 環境整備

市内学校などの研究フィールドの提供

熊本大学: ICTモデルカリキュラム開発

教員研修の監修及び実施

熊本県立大学:プログラミングの実践的な学習機会の提供

ICT活用事例共有アプリの開発

NTTドコモ: LTE回線、iPad端末などのインフラ提供

: ICT活用のための各種施策の企画、実施

サ ICTモデルカリキュラム

学年や学級間でICT活用状況に差を生じさせず、児童生徒の資質・能力を育成するための授業への改善を目指し、授業改善の視点、情報活用能力の育成及びプログラミング教育の三つの章で構成するカリキュラムを熊本大学及び学校と協働して作成している。

(ア)授業改善の視点

ICT機器は教育の目標を意識しなければ、使用することそのものが目的化されてしまうという恐れがある。児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するため、効果的なICT活用に向けた授業改善の視点について示している。

(イ)情報活用能力の育成

2017年に公示された小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力や問題発見・解決能力と同じように、学習の基盤となる資質・能力として位置づけられたことを受けて、情報活用能力そのものや育成の課題・目的について示している。

(ウ) プログラミング教育

プログラミング教育は、2020年度から実施される教育である。 その目的は、プログラミング的思考の育成とされており、小学校 におけるプログラミング教育の目的と内容について示している。

シ課題

(ア) 学校・教師間格差

格差自体は無くならないと考えているが、それよりもICT教育に関するスキルを全体的に右肩上がりさせ続けることを目指している。

(イ) 利便性とセキュリティのバランス

ICT機器を活用する上では数多くのソフトが存在するため、 セキュリティや利用規約の内容も多様である。児童生徒の学びを 優先的に考え、利便性とセキュリティのバランスを保てるよう考 慮している。

(ウ) 学びの道具としてのタブレット端末の利用

児童生徒の8割以上はタブレット端末を使用した授業を楽しんでいるというアンケート結果が出ている。

また、小学校1年生から中学校3年生まで9割以上の児童生徒がタブレット端末を家に持ち帰っており、自宅で利用する中で、ゲーム型の学習サイトの使用や、課題等の参考となる動画を視聴するなど、学びと遊びの区別が難しい場合の利用方法について、統一的な考えを持つことが課題である。

ス質疑概要

- Q ドリルパークという自主学習ツールの利用率が、中学生になる と下がるのは何故なのか。
- A 中学校の利用率が下がるのは、熊本市のみではなく全国的な傾向であると把握している。

また、中学生になると部活動に加入したり、受験対策用で別の 副教材が増えたりと自主学習の時間を取ることが難しい中、直接 的に評価に繋がりにくいドリルパークに取り組むことが少なく なっているのではないかと考えている。

- Q 一人一台端末の契約更改のコストはどの程度かかるのか。
- A 次回の契約更新は令和7年1月に迎えることから、現状のところ未定な部分が多い。国の補助金等の活用を含めて検討をしていかなくてはならないと考えている。
- Q SD研修はどのような体制で運営しているのか。
- A 熊本市教育センターの教育情報班の指導主事 5 名が分野ごと に分担して対応している。



(熊本市教育センター会議室にて説明聴取及び質疑)



(熊本市教育センター入り口にて)